

指定給水装置工事事業者指定（新規・更新）申請書作成要領

- ① 提出書類…日付等の記入漏れ、印鑑漏れがないか確認してください。
- 指定給水装置工事事業者指定申請書（裏面あり）
→ 役員の氏名欄は、登記されている者は全員記入すること。（監査役も含む）
 - 機械器具調書
→ 持っている器具をすべて記入すること。
 - 誓約書
 - 給水装置工事主任技術者選任・解任届出書
 - 主任技術者免状の写し（選任・解任届出書で選任した全員の写しが必要）
 - 定款 原本証明をしたもの（法人のみ）
 - 登記簿 原本（法人のみ）※発行日から3か月以内のもの
 - 住民票（個人のみ）※発行日から3か月以内のもの
 - 指定給水装置工事事業者証交付申請書（交付が必要な場合）
 - 口座振込先登録用紙
 - 粕屋町指定給水装置工事事業者 指定（更新）時確認事項 （任意提出）
（ホームページで内容を掲載いたします。）
 - 指定給水装置工事事業者証（更新のみ。事業者証交付時に持参してください。）
- ② 手数料・・・申請時に納入
- 申請手数料 5,000 円
 - 事業者証交付手数料 2,000 円
- ③ 受付、指定日及び有効期限
- 新規
 - 受付は随時行っております。
 - 指定日について
申請書受理日が1日から20日→指定日は翌月1日
申請書受理日が21日から月末→指定日は翌々月1日
（例1）申請書受理日4月1日～4月20日→指定日は5月1日
（例2）申請書受理日4月21日～4月30日→指定日は6月1日
 - 有効期限は、指定日より5年間となります。
 - 更新
 - 受付時期は有効期限の1～2か月前です。詳細については有効期限の3～4か月前に通知します。
 - 指定日は現有効期限の翌日となります。
 - 次回有効期限は新指定日より5年間となります。